

別表 1 (第 6 条関係)

補助対象経費	
報償費	外部の講師への謝礼
交通費	講師及びボランティアの交通費
燃料・光熱水費	活動に必要な燃料・光熱水費
備品購入費	事業の実施に必要な備品の購入費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費
食糧費	事業の実施に必要な茶菓子等
印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷費
使用料及び賃借料	会場使用料、車両や機材等の借上料
通信費	事業の実施、連絡等の郵便等通信費
保険料	事業実施に係る保険料
その他事業の実施に当たり市長が認めるもの	

※自宅等を開放している場合、使用料（光熱水費込み）1時間 1,000 円を限度とし経費を認める。ただし、自宅等の改修費は認めない。

※備品は認知症カフェ等専用であること。